令和９年度電波適正利用推進員募集要領

東北総合通信局は、電波の適正利用に関する民間による活動を通じ、国が行う電波監視活動とあいまって、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するため、電波適正利用推進員（以下「推進員」という。）を次のとおり募集します。

記

1　応募資格

推進員は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1)　18 歳以上であること。

(2)　無線通信に関する一定の知識又は経験を有すること。

(3)　総合通信局が行う電波の適正な利用に係る活動に深い理解と関心を持ち、推進員制度に積極的に協力する熱意と識見を有すると認められること。

(4)　推進員の活動を適切に行えると認められること。

(5)　推進員の地位及び活動を政治的目的又は自己の利益に利用するおそれのないこと。

(6)　現職の総務省職員及び警察官、海上保安官等の司法警察職員でないこと。

(7)　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職にある者及びその立候補者でないこと。

(8)　インターネット利用環境を活用したオンラインで実施される定例研修等の推進員活動に参加できること。

(9)　再委嘱にあっては、委嘱期間中に活動実績があり、過去に解嘱となった者又は本募集要領 7(1)の規律に反する行動をとった者ではないこと。

(10)　再委嘱にあっては、当該推進員の活動状況等を考慮し、今後も必要な人材であると総合通信局長が認める者であること。

2　活動内容

(1)　電波の適正な利用等の電波に関する知識についての周知啓発のうち、地域のイベント会場や電波教室等における活動により、電波法令の不知や錯誤による不法・違法電波の未然防止のための情報提供に関すること。

(2)　混信その他の無線局の運用を阻害する事象及び電波の安全性に関し、相談を受け、相談窓口の紹介をする等の助言を行うこと。

(3)　その他電波の適正な利用について東北総合通信局長に対し必要な協力をすること。

3　委嘱期間

委嘱の日から 3 年を超えない範囲とします。

4　募集人員

東北総合通信局管内各県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）において各 10 名程度とします。

5　応募

所定の応募用紙に必要事項を記載の上、令和 8 年 11 月 9 日（月）から令和 8 年 12 月 17 日（木）までに、郵送又は電子メールにより東北総合通信局へ応募してください。郵送の場合は、令和 8 年 12 月 17 日（木）消印有効とします。

応募用紙には、次の事項を記載してください。

(1)　住所、氏名、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等

(2)　無線関係の資格及び経歴

(3)　インターネット利用環境を活用したオンラインで実施される定例研修等の推進員活動への参加可否

(4)　活動に当たっての抱負

(5)　他総合通信局管内において推進員として活動した実績等

氏名の記載に関して、旧姓又は外国籍の氏名（通称名）の併記を希望する場合は、「8　旧姓の記載方法」又は「9　外国籍の氏名（通称名）の記載方法」を参照の上、記載してください。

なお、応募用紙に記載された個人情報は推進員の選考及び委嘱に関する事務にのみ使用します。

6　選考及び結果の通知

応募資格を満たす者について、応募用紙に記載された事項等を基に、管内の推進員の配置状況等を考慮し、別に開催する選考会により選考し、選考結果は応募者全員に通知します。

7　規律、解嘱及び報酬等

(1)　活動に当たっての規律

ア　推進員は、その活動に際して知ることのできた秘密を第三者に漏らしてはならない。推進員でなくなった後も同様とする。

イ　推進員は、その地位及び活動を政治的目的又は自己の利益及び委嘱外の活動に利用してはならない。

ウ　推進員は、その地位を乱用してはならない。

(2)　解嘱等

推進員は、次の場合には解嘱されることがあります。

ア　心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

イ　活動を著しく怠ったとき。

ウ　電波法（昭和 25 年法律第 131 号）若しくは同法に基づく命令に違反したとき。

エ　推進員たるにふさわしくない非行があったとき、又はその行為に関して東北総合通信局長からの指導に従わないとき。

オ　推進員が(1)の規律に反すると認められたとき。

カ　不正な手段により推進員の地位を得たとき。

キ　総務省職員又は警察官、海上保安官等の司法警察職員の職に就いた者が、推進員の地位を辞さなかったとき。

ク　公職選挙法第 3 条に規定する公職に就いた者又はその立候補者となった者が、推進員の地位を辞さなかったとき。

ケ　委嘱（再委嘱を除く。）された日から 6 か月以内に、特段の理由なく新任研修を受講しなかったとき。

コ　推進員が死亡したとき。

(3)　報酬等

ア　推進員は、その活動に関して国から報酬を受けません。

イ　当該年度に定めた予算の範囲内において、活動に要する費用の支給を受けることができます。

8　旧姓の記載方法

旧姓の併記を希望する場合は、現在の氏名に加え、［　］内に旧姓を記載してください。

【記載例】

氏名　総務［□□］花子

フリガナ　ソウム［□□］ハナコ

9　外国籍の氏名（通称名）の記載方法

外国籍の氏名について通称名等の併記を希望する場合は、氏名をローマ字及びカタカナで表記し、［　］内に通称名を記載してください。通称名についてもカタカナでフリガナを記載してください。外国籍の漢字氏名の場合は、日本人に準じて記載してください。

【記載例】

氏名　Soumu Hanako［◇◇　◇◇］

フリガナ　ソウム ハナコ［◇◇　◇◇］

10　その他

新たに委嘱された推進員には、活動開始前に新任研修を受講していただきます。研修の日程等は、別途通知します。

11　参考

電波適正利用推進員制度について

https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/forward/index.htm

電波適正利用推進員の活動状況について

https://www.cleandenpa.net/

12　問い合わせ・応募先

(1)　郵送の場合

〒980-8795　宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23　仙台第 2 合同庁舎

東北総合通信局　電波監理部　電波利用環境課

電話：022-221-0677

(2)　電子メールの場合

電子メール：suishinin-tohoku@soumu.go.jp

以上